

浜松市公告第1000号

浜松市の発注する浜松医療センターエネルギーサービス事業について、下記のとおりプロポーザルを実施し、事業者を特定するので、浜松医療センターエネルギーサービス事業者選定プロポーザル実施要領第3条の規定に基づき公告する。

平成29年10月16日

浜松市長 鈴木 康友

記

1 本プロポーザルの目的

本市では、浜松医療センター新病院整備事業の実施において、病院の本業である医療サービスへの経営資源の集中を図るとともに、事業者のノウハウを活用した省エネルギー・省コストの実現や専門性を活かした災害時等のエネルギー供給の安定性の向上、さらには、各年度支出の平準化による安定経営の推進を図るため、エネルギーサービス事業（以下、「ES事業」という。）を導入する。そのため、本事業を実施する最適な事業者を選定することを目的として本プロポーザルを実施する。

2 予定事業概要

- | | |
|----------------|--------------------------------|
| (1) 事業名 | 浜松医療センターエネルギーサービス事業 |
| (2) 事業場所 | 浜松市中区佐鳴台五丁目及び富塚町 地内 |
| (3) 事業内容 | 別紙「事業概要書」のとおり |
| (4) 事業期間 | 契約日から15年間 |
| (5) ES設備設置費概算額 | 2,147百万円
(消費税及び地方消費税相当額を除く) |

3 担当部署

浜松市健康福祉部病院管理課 〒432-8580 浜松市中区富塚町328番地
(浜松医療センター南館3階)
電話 : 053-451-2772
FAX : 053-451-2773
メールアドレス : byouin@city.hamamatsu.shizuoka.jp

4 参加資格に関する事項

(1) 参加者

- ア 本プロポーザルに参加しようとする者（以下、「参加者」という。）は、E S 事業を行う能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業の共同）とする。
- イ グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者1社（事業役割が複数の場合は、その代表者）を選定する。
- ウ 参加表明時は、参加者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にする。
参加者の構成員の変更は認められない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りではない。
- エ 参加者は、応募を含むそれ以降の提案及び契約等に係る諸手続を行う。

(2) 事業者の役割

- ア E S 事業者は、次の役割の全てを担い、グループの場合は各構成員が以下の役割を分担する。また、構成員が複数の役割を担うことができることとする。
 - (ア) 事業役割：本市との契約等諸手続を行い事業遂行の責を負う。
 - (イ) 設計役割：設計に関する業務・監理に関する業務を全て実施する。
 - (ウ) 建設役割：建設に関する業務を全て実施する。
 - (エ) その他役割：メンテナンスや燃料供給、金融等の多様なサービスを提供する。
- イ 代表者と設計役割を担う構成員、建設役割を担う構成員が異なる場合には、適正な委託契約及び請負契約を締結し、その契約内容については事前に、本市の了承を得ること。
- ウ 事業役割を複数の企業で担う場合は、企業間の事業役割に関する、合意書を締結し、その契約内容については事前に、本市の了承を得ること。なお、その合意書には、事業役割の構成企業全体が、本市に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。また、事業役割の構成企業のうち1社が、代表者として本市との対応窓口となり、契約等諸手続を行い、事業遂行の責を負うものとする。
- エ 下請業者又は協力事業者の選定にあたっては、本市内業者を優先して選定するものとする。

(3) 参加要件

単体企業は、アからケまでを満たしていること。また、グループの代表者はア及びイの要件を満たし、建設役割を担う構成員はエの要件を、設計役割を担う構成員はオの要件をそれぞれ満たし、かつ、すべての構成員がウ及びカからケまでの要件を満たしていること。

- ア 単体企業又はグループ（共同企業体、SPC 含む）の代表者として平成 14 年以降に延べ面積 25,000 m²以上の施設に対し、以下に示すE S 事業を行った実績を有する者であること。（以下に示すE S C O事業を除く。）

(ア) 対象とするE S 事業

一次エネルギーのうち電気、ガス、水の全てを、自ら整備した施設を用いて、電気、温水、冷水、給湯、蒸気等の加工エネルギーに変換して消費者に供給する事業

(イ) 対象外とするE S C O事業

- ・既存施設に対する施設改修に伴う事業
- ・ボーナス条項等に基づき、委託料が追加される事業

イ 浜松市スマートシティ推進協議会の会員であること（本公告日以降に会員になったものを含む。）。

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

エ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に規定する特定建設業の許可を有する者であること。

オ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に規定する一級建築事務所の登録を受けたものであり、設備設計一級建築士の資格を持つ者が本事業の設計担当であること。

カ 浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱又は浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止中でないこと。

キ 浜松市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領に基づく入札排除期間中でないこと。

ク 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

ケ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

5 参加の制限

次のいずれかに該当する者は、参加資格を満たしている者であっても、本プロポーザルに参加できない。

(1) 浜松医療センターエネルギーサービス事業者選定委員会の委員及びその3親等以内の親族（以下「委員等」という。）を本業務の担当者とする者

- (2) 委員等が役員等をしている営利組織
- (3) 本件工事の設計業務等の受託者（以下「当該受託者」という。）と資本若しくは人事面において次に掲げる事項に該当しない者であること。なお、当該受託者とは、久米・竹下設計等特定共同企業体である。
 - ア 当該受託者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
 - イ 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者
- (4) グループの構成員は単体企業又は他のグループの構成員となることはできない。

6 スケジュール（予定）

本募集のスケジュールは下記のとおりとする。

区分	期日又は期間
公告	平成29年10月16日(月)
参加意向申出書及び資格調書の受付	平成29年10月17日(火)～平成29年11月17日(金)
質問受付	平成29年10月17日(火)～平成30年1月19日(金)
参加資格確認結果及び提案提出要請の通知	平成29年12月1日(金)
現場説明会	平成29年12月18日(月)～平成29年12月20日(水)
提案書提出	平成30年2月5日(月)
技術対話	平成30年2月中旬
技術対話結果の通知	平成30年2月23日(金)
改善提案書提出	平成30年3月5日(月)
プレゼンテーション及びヒアリング	平成30年3月中旬
事業者の特定結果通知	平成30年3月下旬

7 応募手続き

(1) 参加意向申出書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加意向申出書を提出すること。

- ア 提出期間 平成29年10月17日(火)から平成29年11月17日(金)まで（浜松市の休日を定める条例（平成元年12月20日浜松市条例第76号）第1条に規定する日を除く午前9時から午後5時まで）とする。

イ 提出書類

書類	書式	提出部数	その他
参加意向申出書	様式1-1	1部(紙)	
資格調書	様式1-2	1部(紙)、電子データ	
グループ構成表	様式2	1部(紙)	グループで申し込む場合

ウ 提出場所 浜松市健康福祉部病院管理課

エ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

(郵送の場合は、封筒に「参加意向申出書在中」と朱書きのうえ、書留郵便とし、提出期限までの必着とする。)

オ その他 紙の提出書類は、様式1-1から2及び様式2をステープラ(ホッチキス等)でとめること。

電子データはPDF形式とし、ラベルに申出者名を記載した電子媒体(CD-R)1枚に格納して提出すること。なお、格納した電子データへの押印は不要とする。

(2) 参加資格の確認

参加資格の確認基準日は参加意向申出書の提出期限日とする。

(3) 参加資格の確認結果等の通知

参加資格の確認結果は、参加資格確認結果等通知書により通知する。

(4) 参加資格が認められなかった者への理由説明

参加資格確認結果等通知書に参加資格が認められなかった理由を付して通知する。

(5) 参加資格が認められた者以外の者は、本プロポーザルに係る提案書の提出を行うことができないものとする。

(6) 提案書の提出は、1社につき1案のみとする。

(7) 現場説明会の開催

現場説明会への参加については、次による。

ア 対象者 参加資格を認められた者全て

イ 開催日 平成29年12月18日(月)～平成29年12月20日(水)

各参加者の予定時刻等は別途通知する。

8 提案書の提出

(1) 提出期日 平成30年2月5日(月)午後5時まで

(2) 提出書類

書類	書式	提出部数
提案書(表紙)	様式3	1部(紙)
提案書(評価項目)	様式4-1~10	正本1部(紙)、副本10部(紙) 電子データ

(3) 提出場所 浜松市健康福祉部病院管理課

(4) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

(郵送の場合は、封筒に「提案書在中」と朱書きのうえ、書留郵便とし、提出期限までの必着とする。)

(5) その他 正本は、様式3及び様式4-1から10をステープラ(ホッチキス等)でとめること。

副本は、様式4-1から9をステープラ(ホッチキス等)でとめること。

電子データはPDF形式とし、ラベルに提案者名を記載した電子媒体

(CD-R)1枚に格納して提出すること。

9 書類及び資料の閲覧等

(1) 次に掲げる書類(以下「事業概要等」という。)は、以下により閲覧させ又は公開する。

ア 事業概要等一覧

1	浜松医療センターエネルギーサービス事業概要書
2	浜松医療センターエネルギーサービス事業者選定プロポーザル審査基準
3	浜松医療センターエネルギーサービス事業基本協定書(案)
4	浜松医療センターエネルギーサービス事業リスク分担(案)

イ 閲覧期間及び公開期間 平成29年10月16日(月)から平成30年3月5日(月)まで
(閲覧の場合は、浜松市の休日を定める条例(平成元年12月20日浜松市条例第76号)第1条に規定する日を除く午前9時から午後5時までとする。)

ウ 閲覧場所 浜松市健康福祉部病院管理課

エ 公開場所 浜松市ホームページ

(2) 参加意向申出書を提出した者に、次に掲げる資料を格納したCD-Rを以下により貸し出す。

ア 貸出資料

1	浜松医療センター新病院整備事業基本設計図書（修正図）
2	浜松医療センター新病院整備事業基本設計図書（修正前）
3	地質調査報告書

イ 交付期間 平成29年10月17日（火）から平成29年12月1日（月）（浜松市の休日を定める条例（平成元年12月20日浜松市条例第76号）第1条に規定する日を除く午前9時から午後5時までとする。）

ウ 返却期間 平成30年2月5日（月）午後5時

エ 交付及び返却場所 浜松市健康福祉部病院管理課

1 0 本プロポーザルに関する質問

- (1) 質問方法 質問は質疑応答書（様式5）により電子メールで提出すること。
また、電子メール送付後、担当部署あて質疑応答書を提出した旨電話連絡すること。
軽易な内容であっても電話等での質問を受け付けない。
- (2) 質問範囲 本公告（関係資料を含む。以下同じ。）の細部説明及び補充的なものに限る。
- (3) 受付期間 平成29年11月17日（火）から平成30年1月19日（金）午後5時まで
- (4) 回答方法 浜松市ホームページにて質問及び回答を随時公開する。
- (5) その他 平成29年12月1日（金）以後は、提案提出要請者以外の者からの質問を受け付けない。
また、質問の内容により、全ての質問に回答するとは限らない。

1 1 提案の改善

- (1) 次のいずれかに該当する場合、提案を改善することができる。
- ア 提案内容について、市が内容を確認した上で改善を求め、提案提出者が改善提案書提出期日までに改善提案書を提出した場合。
- イ 提案内容について、提案提出者が自ら改善提案書提出期日までに改善提案書を提出した場合。
- (2) 改善提案書の提出は次による。
- ア 提出期日 平成30年3月5日（月）午後5時まで
- イ 提出場所及び提出方法、提出部数は、本公告「8 提案書の提出」と同様とする。
- ウ その他 改善提案の提出は1回のみとする。
改善提案書は修正した箇所のみでよいものとする。

1.2 技術対話

次により提案に関する技術対話を実施する。

(1) 目的

ア 提案の不明点に対する確認

イ 要求要件や施工条件を満たさない事項があると思われる提案についての内容確認

(2) 実施日時 平成30年2月中旬

(3) 出席者 提案内容を十分理解し説明できる者3名以内。ただし、提案提出者と直接かつ恒常的に雇用関係にあるものに限る。

(4) 技術対話結果の通知 提案の改善要求について通知する。

(5) 実施場所及び実施日等は各提案者あて別途通知する。

1.3 提案に関するプレゼンテーション及びヒアリング

次により提案に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 実施日時 平成30年3月中旬

(2) 出席者 提案内容を十分理解し説明できる者3名以内。ただし、提案提出者と直接かつ恒常的に雇用関係にあるものに限る。

(3) その他 プレゼンテーションは提出された提案書のみで行うこと。

(提案書の全部又は一部を拡大したパネル等の持ち込みは可とする。)

提案者を特定することができる内容を明示しないこと。

実施場所及び各提案者の実施日時等は各提案者あて別途通知する。

1.4 提案の無効

次の各号のいずれかに該当する提案は無効とする。

(1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

(2) 本公告に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

(3) 提出書類に虚偽の記載をしたもの。

(4) プレゼンテーション及びヒアリングに出席しなかったもの。

(5) 本公告に定める以外の方法により、委員等又は担当部署等関係者に本プロポーザルに対する援助等を直接又は間接的に求めた場合。

1.5 事業者の特定

(1) 審査基準

提案は、「浜松医療センターエネルギーサービス事業者選定プロポーザル審査基準」に基づき審査する。

(2) 審査結果の通知

事業者を特定したときは、特定された者（以下「特定者」という。）を含めた本プロ

ポーザル参加者に通知する。

- (3) 特定者とならなかった者は、市に対し、評価結果の公開を申し出ることができる。この場合、申出者の評価結果のみ公開する。
- その他、審査の結果に関する問い合わせ及び異議の申し立ては一切受け付けない。

1 6 協定に関する協議

- (1) 本プロポーザル終了後、本公告「9 書類及び資料の閲覧等」に示す基本協定書（案）及びリスク分担（案）に基づき、特定者と本公告「2 予定事業概要」(1) に示す事業の基本協定について協議する。

1 7 契約手続き等

- (1) 事業者は、実施設計完了時に、本市に実施設計図書を提出し、成果品の確認を受ける。成果品に不備等がなければ、施工内容及び施工条件等の協議を行う。
- (2) 協議が成立した場合は、基本合意に関する手続きをする。
- (3) 協議が不成立の場合、次順位の者を特定者として基本合意に関する施工内容及び施工条件等について協議する。
- (4) 病院新棟のエネルギーサービス施設設置完了後、エネルギーサービス施設供用開始までにE S事業契約に関する手続きをする。
- (5) 既存3号館のエネルギーサービス施設設置完了後、E S事業契約の変更に関する手続きをする。
- (6) 基本合意及び事業契約の内容については本市と事業者が協議を行った上で決定するものとする。

1 8 その他

(1) 経費負担

本プロポーザル応募に係る経費は、全て参加者の負担とする。

(2) 基本合意書及び仕様書

本公告「9 書類及び資料の閲覧等」に示す事業概要書及び特定者の提案書を基本に、本市と特定者が協議の上、基本合意書及び仕様書を作成する。なお、基本合意書及び仕様書作成の協議に要する経費は、契約金額と別に支払わないものとする。

(3) 提案書の取扱い

ア 提出された提案書は、事業者を特定する以外に、提案者に無断で使用しないものとする。

イ 各参加者の名称及び提案書、評価内容は公開しないものとする。

ウ 提出された書類は、事業者を特定するために必要な範囲で複製を作成することがある。

- エ 提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- オ 提案書作成のために本市で作成した資料は、本市の了解なく使用することはできない。
- カ 提出された書類は返却しない。

(4) 情報公開への対応

情報公開請求があった場合には、個人情報、法人の正当な利益を害する恐れがある情報を除き、特定者の名称及び評価点、その他の者の評価点（名称は除く。）に限り公開する。

- (5) 使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとする。
- (6) 参加意向申出書の提出後基本協定締結までの手続き期間中に参加資格を喪失した場合には、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。また、特定者として選定されている場合は次順位の者と手続きを行うものとする。